



# 須恵町人事行政の運営などの状況を公表します

## 1 職員の任免および職員数に関する状況

### (1) 職員の任免の状況

職員数	採用 (令和5年4月1日)	退職(令和4年度)		
	5人	定年 1人	勸奨 1人	自己都合その他 3人

### (2) 部門別職員数の状況

部門	区分	職員数		対前年増減数
		令和5年	令和4年	
一般行政部門		106人	102人	+4人
教育部門		36人	36人	0人
公営企業等会計部門		20人	20人	0人
合計		162人	158人	+4人

### (3) 年齢別職員構成の状況(令和5年4月1日現在)

区分	20歳未満	20~23歳	24~27歳	28~31歳	32~35歳	36~39歳	40~43歳	44~47歳	48~51歳	52~55歳	56~59歳	60歳以上	計
職員数	1人	7人	17人	24人	21人	15人	11人	19人	24人	15人	6人	2人	162人

## 2 職員の給与の状況

### (1) 人件費の状況(普通会計決算) ※人件費には町長・副町長・教育長に支給される給料などを含みます。

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額:A	人件費:B	人件費率 B/A
令和4年度	29,270人	11,792,859千円	1,328,500千円	11.27%

### (2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数:A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計:B	
令和4年度	138人	544,270千円	104,733千円	201,268千円	850,271千円	6,161千円

### (3) 職員の平均年齢・平均給料月額・平均給与月額の状況 (令和5年4月1日現在)

平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
39.7歳	298,686円	359,698円

### (4) 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区分	初任給
大学卒	185,200円
高校卒	158,900円

### (5) 職員の人事評価の状況

須恵町職員人事評価規程を平成28年4月1日から施行しています。

### (6) 職員手当の状況

#### ① 期末手当・勤勉手当(令和4年度)

1人当たり平均支給額	1,409千円
期末手当	2.40月(1.35月)
勤勉手当	2.00月(0.95月)

※加算措置として職制上の段階、職務の級などによる加算措置があります。

※( )内は、再任用に係る支給割合です。

#### ② 退職手当(令和4年度)

(支給率)	自己都合(月分)	勸奨・定年(月分)
勤続20年	19.6695	24.586875
勤続25年	28.0395	33.27075
勤続35年	39.7575	47.709
最高限度額	47.709	47.709
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2~20%加算	
1人当たり平均支給額	109千円	20,400千円

※1人当たりの平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です

### (7) 特別職の報酬などの状況(令和5年4月1日)

区分	給料および報酬	期末手当 令和4年度支給割合
町長	832,000円	3.3月分
副町長	673,000円	3.3月分
教育長	626,000円	3.3月分
議長	346,000円	3.3月分
副議長	283,000円	3.3月分
議員	264,000円	3.3月分

### (8) 職員の勤務時間とその他の勤務条件の状況

勤務時間	8時30分から17時15分まで 1日につき7時間45分
年次有給休暇	20日/年(前年度繰越分含め最大40日) 【令和4年度平均 10.6日】
病欠休暇	医師の証明に基づき、最長90日 【令和4年度の取得者 16人】
育児休業	3歳未満の子を養育するための無給の休業制度 【令和4年度取得者 3人】

## 新入学準備金(就学援助)申請受付について

就学援助は、経済的な理由によって就学が困難な児童生徒の保護者に、学用品費、給食費、新入学学用品費、修学旅行費などの一部を援助する制度です。

対象者は、就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人です。

来年4月に新小学1年生・新中学1年生となる児童生徒がいるご家庭へ、就学援助の一部である新入学学用品費のみ先行して令和6年3月に支給を行います。

希望する保護者は、期間内に申請してください。

### ● 対象者

- ◆申請期間内に「令和6年度新入学準備金受給申請書」を提出した人
  - ◆申請期間に須恵町内に住民登録がある人で、令和6年度に須恵町立小中学校に入学する児童生徒の保護者
  - ◆就学援助認定基準により経済的に困難と認められる人
- ※生活保護を受給している世帯は、対象になりません。

### ● 申請期間

令和6年2月1日(木)から21日(水)まで 8時30分~17時15分まで(土日祝日を除く)

※令和6年2月21日(水)は夜間役場のため20時まで受け付け

※申請期間を過ぎた場合は、対象となりません。

### ● 申請場所

役場2階 学校教育課窓口

### ● 申請に必要なもの

校納金口座振替を希望する口座の通帳(西日本シティ銀行、粕屋農協のみ)

### ● 提出書類

令和6年度新入学準備金受給申請書(役場2階 学校教育課窓口へ備え付け)

※令和5年1月2日以降に、須恵町に転入した世帯は、18歳以上の世帯全員の令和5年度所得証明書が必要です。

次の書類をお持ちの人は、各書類の提出が必要です。

- 児童扶養手当の証書(写し)
- 遺族年金・障害年金の受給金額が分かる書類(写し)

### ! ご注意ください

#### ◆ 今回の新入学準備金について認定を受けた場合

- 今回はあくまでも「入学準備金のみ」の申請です。学用品費、給食費などの援助が必要な人は、「令和6年度就学援助制度」の申請(令和6年6月予定)が改めて必要です。
- 6月に予定している「令和6年度就学援助制度」を申請し、認定された場合の援助額は、令和6年3月に支給する新入学学用品費を除いた金額です。
- 認定通知後に他市町村へ転出された場合、「新入学学用品費」を返金していただく必要があります。

#### ◆ 今回の新入学準備金受給申請書について、期間内の提出漏れや審査の結果、却下となった場合

- 6月に予定している「令和6年度就学援助制度」を申請し、認定された場合は、「新入学学用品費」は、令和6年8月に支給します。

※「新入学準備金」の審査は「令和5年度就学援助制度」の審査基準で行いますが、「令和6年度就学援助制度」の審査は、「令和6年度の就学援助制度」の審査基準で行いますので、審査結果が変わる場合があります。

※審査には所得の情報が必要です。未申告の場合は審査ができませんので、必ず申請前に申告してください。(申告については、税務課にお問い合わせください。)

☎ 学校教育課 学校教育係 ☎ 687-1594(ダイヤルイン) ☎ 932-1151(内線272)